

入札参加者指名選考過程等一覧表

- 1 指名選考委員会開催年月日 令和5年1月19日(木) 10時00分より
 2 指名選考委員会開催場所 北海道立函館高等技術専門学院 学院長室
 3 委員の出席状況

委員長	学 院 長 藤 島 克 己	出・欠
委 員	訓練管理課長 関 川 和 之	出・欠
委 員	主幹(庶務) 廣 瀬 力	出・欠

4 説明員等の状況

説明員	センター長 小 口 勉
補助者	主 査 田 口 典 明
補助者	主 査 吉 岡 研
書記	主幹(庶務) 廣 瀬 力

5 指名選考過程等

番号	契約名称	契約の種類	指名選考基準				指名候補者数	議決の状況	指名者数	摘要									
			A	B	C	D													
1	緊急再就職訓練 保育士養成科 函館短期大学(緊急)	委託契約	1	1	1	1	1	全会一致	1										
特記事項	選考理由 委託先の選考にあたっては、次の基準により選考する。 [選考基準]																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基準</th> <th style="width: 90%;">基準 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>厚生労働大臣の指定する養成施設であること。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>訓練実施施設が函館市に所在していること。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>訓練生の受入れが可能な施設であること。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>経済部労働政策局産業人材課から訓練実施施設として指定されていること。</td> </tr> </tbody> </table>										基準	基準 条 件	A	厚生労働大臣の指定する養成施設であること。	B	訓練実施施設が函館市に所在していること。	C	訓練生の受入れが可能な施設であること。	D
基準	基準 条 件																		
A	厚生労働大臣の指定する養成施設であること。																		
B	訓練実施施設が函館市に所在していること。																		
C	訓練生の受入れが可能な施設であること。																		
D	経済部労働政策局産業人材課から訓練実施施設として指定されていること。																		
「選考結果」 保育士養成科 函館大谷短期大学(緊急)については、函館大谷短期大学(学校法人函館大谷学園)が上記基準A及びBを満たし、令和5年1月18日付け経人材第1872号職業訓練担当課長通知「令和5年度緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース)の実施について」及び別紙「令和5年度選考試験等調査票」により基準Cについても満たしている。また、基準Dについては、令和5年1月18日付け経人材第1872号により経済部労働政策局産業人材課から訓練実施施設として1つしかないことから、函館大谷短期大学(学校法人函館大谷学園)を当該機動職業訓練「保育士養成科」の委託先として選定する。																			
随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)																			

入札参加者指名選考過程等一覧表

- 1 指名選考委員会開催年月日 令和5年1月19日(木) 10時00分より
 2 指名選考委員会開催場所 北海道立函館高等技術専門学院 学院長室
 3 委員の出席状況

委員長	学 院 長 藤 島 克 己	出欠
委 員	訓練管理課長 関 川 和 之	出欠
委 員	主幹(庶務) 廣 瀬 力	出欠

4 説明員等の状況

説明員	センター長 小 口 勉
補助者	主 査 田 口 典 明
補助者	主 査 吉 岡 研
書記	主幹(庶務) 廣 瀬 力

5 指名選考過程等

番号	契約名称	契約の種類	指名選考基準				指名候補者数	議決の状況	指名者数	摘要									
			A	B	C	D													
1	緊急再就職訓練 保育士養成科 函館短期大学(緊急)	委託契約	1	1	1	1	1	全会一致	1										
特記事項	選考理由 委託先の選考にあたっては、次の基準により選考する。 [選考基準]																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基準</th> <th style="width: 90%;">基準 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>厚生労働大臣の指定する養成施設であること。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>訓練実施施設が函館市に所在していること。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>訓練生の受入れが可能な施設であること。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>経済部労働政策局産業人材課から訓練実施施設として指定されていること。</td> </tr> </tbody> </table>										基準	基準 条 件	A	厚生労働大臣の指定する養成施設であること。	B	訓練実施施設が函館市に所在していること。	C	訓練生の受入れが可能な施設であること。	D
基準	基準 条 件																		
A	厚生労働大臣の指定する養成施設であること。																		
B	訓練実施施設が函館市に所在していること。																		
C	訓練生の受入れが可能な施設であること。																		
D	経済部労働政策局産業人材課から訓練実施施設として指定されていること。																		
「選考結果」 保育士養成科 函館短期大学(緊急)については、函館短期大学(学校法人野又学園)が上記基準A及びBを満たし、令和5年1月18日付け経人材第1872号職業訓練担当課長通知「令和5年度緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース)の実施について」及び別紙「令和5年度選考試験等調査票」により基準Cについても満たしている。また、基準Dについては、令和5年1月18日付け経人材第1872号により経済部労働政策局産業人材課から訓練実施施設として1つしかないことから、函館短期大学(学校法人野又学園)を当該機動職業訓練「保育士養成科」の委託先として選定する。																			
随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)																			